

令和5年度
教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業
公募要領
(2次公募)

令和5年4月
文部科学省

目 次

1	事業の趣旨	- 1 -
2	事業の内容	- 1 -
3	委託対象	- 1 -
4	企画競争に参加する者の必要資格に関する事項	- 2 -
5	事業規模（予算）	- 2 -
6	委託期間	- 2 -
7	応募方法等	- 3 -
8	選定	- 5 -
9	事業の実施	- 5 -
10	スケジュール	- 6 -
11	その他	- 6 -

別紙 1	テーマごとの趣旨、調査研究内容等	- 7 -
------	------------------	-------	-------

(1) 高い資質能力を有する教師の確保に関する調査研究

①新たな教育課題に対応できる教員の養成モデル及び学び続ける教師を支えるモデルの開発

②教師を目指す学生を対象とした海外留学を含む教員養成プログラムの開発

③理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究

④教師不足をはじめとした教師の人材確保に関する近年の課題への対応

1 教員採用選考試験の複数回実施に向けた試験問題の開発

2 『教師の仕事』発信の取組支援

別紙 2	企画提案書 作成上の留意事項	- 14 -
------	----------------	-------	--------

(別紙様式)

別紙様式 1	事業実施計画書	} 企画提案書
別紙様式 2	調査研究の計画書概要	
別紙様式 3	経費計画	
別紙様式 4	再委託先の経費計画	
別紙様式 5	応募団体の概要	
別紙様式 6	任意団体に関する事項	
別紙様式 7	誓約書	

1 事業の趣旨

新たな知識や技術の活用により社会が加速度的に大きく変化する中、我が国が将来に向けて更に発展し、繁栄を維持していくためには、様々な分野で活躍できる質の高い人材育成が不可欠である。こうした人材育成の中核を担うのが学校教育であり、中でも教育の直接の担い手である教師の資質能力を向上させることは最も重要である。

教師が備えるべき資質能力としては、これまでも繰り返し提言されてきた不易の資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力などを備えることなどが求められている。

このため、教師が自ら学び続ける強い意志を備え、これらの資質能力を教職生涯にわたって向上させていくことができるよう、大学、教育委員会、民間教育事業者等へ委託を行い、新たな社会に求められる資質能力を有する教師の養成に資する先導的な教職科目の開発、多様な人材の活用や教員採用等に関する近年の課題への対応、時代の変化等に応じて必要な教師の資質能力の育成に資する効果的な研修等に関する研究、現職教員の新たな免許状取得の促進等について、教師の養成・採用・研修を通じた一体的な改革に資する取組を推進する。

2 事業の内容

(1) 高い資質能力を有する教師の確保に関する調査研究

上記1に示した趣旨の下、以下のテーマについて調査研究を行うものとする。なお、各テーマの具体的な調査研究内容については、別紙1によるものとする。

- ①新たな教育課題に対応できる教員の養成モデル及び学び続ける教師を支えるモデルの開発
- ②教師を目指す学生を対象とした海外留学を含む教員養成プログラムの開発
- ③理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究
- ④教師不足を含む教師の人材確保に関する近年の課題への対応
 - 1 教員採用選考試験の複数回実施に向けた試験問題の開発
 - 2 『教師の仕事』発信の取組支援

(2) 現職教員の新たな免許状取得の促進

上記1に示した趣旨の下、以下のテーマのうちいずれか一つ以上の趣旨を満たす免許法認定講習、免許法認定公開講座又は免許法認定通信教育（以下「認定講習等」という。）を実施するものとする。なお、各テーマの具体的な内容については、別紙1によるものとする。

- ①免許外教科担任の縮小に必要な教科等に関する認定講習等の開発・実施
- ②小中学校免許状併有のための認定講習等の開発・実施

※ 2次公募においては（1）のテーマ①、②、③、④について公募を実施する。

※ 1者の1テーマあたりの企画提案件数の上限は1件とする。ただし、1者による複数のテーマへの企画提案は妨げない。

3 委託対象

本事業の委託対象は、以下とするものとし、テーマごとに定める公募要領によるものとする。

(1) 質の高い教師の確保に関する調査研究

- ①都道府県又は市町村（特別区を含む。）の教育委員会

②幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は大学を設置する法人（以下「学校等設置法人」という。）

③②以外の法人格を有する団体

④法人格は有しないが、次の要件を全て満たしている団体

- ・ 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ・ 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ・ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ・ 団体活動を経常的に行うための事務所を有すること。

(2) 現職教員の新たな免許状取得の促進

教育職員免許法施行規則第 36 条第 1 項各号、第 43 条の 4 又は第 46 条第 1 項各号に規定する、認定講習等の開設者として定められている者を委託対象（以下、「大学・教育委員会等」という。）とする。複数の大学・教育委員会等がコンソーシアム等を組織した上で事業を行うことも可能であるが、その場合は中心となる大学・教育委員会等に委託する。

なお、事業の実施に当たっては、当該委託事業の事務を担当する組織を置き、委託費の使途等が明朗であるよう留意するとともに、事務を担当する組織以外に、事業内容について検討を行うため、外部の有識者や教育委員会、教員等を構成員とする検討委員会を設置すること。

4 企画競争に参加する者の必要資格に関する事項

- ・ 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ・ 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。

5 事業規模（予算）

令和 5 年度の本事業全体の予算総額は 35,600 千円程度。

内訳の目安としては、以下のとおり。※採択件数は審査委員会が決定する。

(1) 高い資質能力を有する教師の確保に関する調査研究

テーマ 1 3 件、12,600 千円程度（1 件あたり 4,200 千円程度）

テーマ 2 1 件、4,000 千円程度（1 件あたり 4,000 千円程度）

テーマ 3 1 件、3,000 千円程度（1 件あたり 3,000 千円程度）

テーマ 4

1 教員採用選考試験の複数回実施に向けた試験問題の開発

1 件、3,000 千円程度（1 件あたり 3,000 千円程度）

2 『教師の仕事』発信の取組支援

3 件、3,000 千円程度（1 件あたり 1,000 千円程度）

(2) 現職教員の新たな免許状取得の促進

5 件、10,000 千円程度（1 件あたり 1,000～2,000 千円程度）

6 委託期間

契約締結日～当該年度末日（当該年度の末日が行政機関の休日である場合は、直前の平日）の間で必要な期間とする。

7 応募方法等

本事業の委託を受けようとする企画提案者は次項以下に定めるところにより、提出期限までに、企画提案書等を作成し、総合教育政策局長宛てに提出すること。

なお、企画提案書等の作成等応募に係る費用は、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。

(1) 提出書類

<必須>

- ①企画提案書（別紙様式1、別紙様式2（2（1）高い資質能力を有する教師の確保に関する調査研究事業のみ）、別紙様式3）
- ②企画提案内容のエッセンスをまとめたもの（様式自由、A4用紙2枚以内）

<該当ある場合のみ>

- ③再委託先の経費計画（別紙様式4）
- ④審査基準に記載の「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知の写し
- ⑤応募団体の概要（別紙様式5）
- ⑥任意団体に関する事項（別紙様式6）
- ⑦誓約書（別紙様式7）

※②について

①企画提案書（別紙様式1）に記載する内容（課題認識、調査研究の目的、成果目標、具体的な内容・取組方法等）をよりまとめたものを提出すること。様式は問わないが、A4用紙2枚以内に収めること。

※⑤⑥について

本企画競争に参加を希望する企画提案者は、提案者が法人格を有する団体である場合、別紙様式5の「応募団体の概要」を、提案者が法人格は有しないが、次の1）から4）までの要件を全て満たしている団体である場合は、別紙様式5及び別紙様式6の「任意団体に関する事項」を、企画提案書の提出時に合わせて提出しなければならない。

- 1) 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- 2) 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- 3) 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
- 4) 団体活動を経常的に行うための事務所を有すること。

※⑦について

- 1) 本企画競争に参加を希望する企画提案者（地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人を除く。）は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を、別紙様式7により提出しなければならない。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出しなければならない。
- 2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものである。

(2) 「2（2）現職教員の新たな免許状取得の促進事業」の企画提案書の提出様式

- ・ 企画提案書は「別紙様式1 事業計画書（現職教員の新たな免許状取得の促進）」「別紙様式3 経費計画」の様式を用いて作成・提出すること。（別紙様式2は不要）
- ・ 別紙様式1のうち「免許法認定講習等実施計画」については、免許法認定講習等の認定申請等要領における「実施計画書（様式第2号）」及び「開設科目の概要（様式第3号）」の様式を用いること。

（免許法認定講習等の認定申請等の様式はこちらに掲載）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1403019.htm

（3） 提出期限

令和5年5月12日（金）17時

※公募締切日後の企画提案書等の提出、差替及び訂正は認めない。

（4） 提出方法

応募書類一式は、電子メールにより下記のとおり提出するものとする。

電子メールによる提出が困難な場合等は担当まで相談すること。

郵送上またはメール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。

電子メール提出要領

- ・ 1者が複数テーマについて応募する場合、テーマごとにメールを分けて送信すること。
- ・ メールの件名は「（応募）R5 一体的改革推進事業（上記2のテーマ番号・法人種別を除いた企画提案者名）」とすること。

例：学校法人虎ノ門学園が2（2）②の「小中学校免許状併有のための認定講習等の開発・実施」に応募する場合

（応募）R5 一体的改革推進事業（（2）②・虎ノ門学園）

- ・ 次項（5）に示す該当テーマ別の提出先電子メールアドレスに提出すること。
- ・ ファイル形式はWord、Excel、Powerpoint等の各様式のファイル形式のままとすること。ただし、上記「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に関する認定書類の写しなど、様式外のファイルについては、PDF形式とすること。
- ・ ファイル名は、「【法人種別を除いた企画提案者名】上記2のテーマ番号_様式番号様式名.xxx」の形式とすること。

例：学校法人虎ノ門学園が応募する場合

【虎ノ門学園】（2）②_別紙様式3経費計画.xlsx

- ・ ファイルを含めメールの容量が10MBを超える場合は、複数通のメールに分け、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・ メール送信上の事故を防ぐため、メール受信後は文部科学省から受信確認の返信を行うこととする。メール送信の翌日となっても受信確認の連絡がない場合は次項の問合せ先へ問い合わせること。
- ・ 提出期限の最終日（令和5年5月12日（金））に提出する際は、必ず電子メール送信の後に次項の問合せ先へ電話連絡すること。（メール不達による事故を防ぐため。また提出期限は厳守であることから最終日についてはこの取扱いとする。）

（5） 提出先・問合せ先

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話番号：03-5253-4111（代表）

内線：3970（2（1）のテーマ）、3572, 3573（2（2）のテーマ）

電子メールアドレス：itakukoubo@mext.go.jp（2（1）のテーマ）

menkyo@mext.go.jp（2（2）のテーマ）

（6）留意事項

- ・ 応募書類一式を電子媒体で提出した場合、原本の提出（郵送等）は必要としない。

8 説明会の開催日時及び開催場所

（（1）テーマ4-1 教員採用選考試験の複数回実施に向けた試験問題の開発のみ）

開催日時：令和5年4月25日（火曜日）14時

開催場所：オンライン開催

説明会参加にあたっては、事前登録が必須である。参加を希望する場合、以下のフォームにて、氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスを記入の上申請すること（申請締切：令和5年4月21日（金曜日）12時）。なお、登録時に入力する氏名、所属、役職、メールアドレスは、参加登録の確認のみに使用し、他の用途には使用しない。

なお、応募にあたり、本説明会への参加は任意である。

（事前登録フォーム）

<https://forms.office.com/r/d2Yuki0813>

9 選定

（1）選定

本事業の委託先の選定は、客観性、公正性及び透明性を担保するため、審査基準に基づき、提出のあった企画提案書について、審査委員会における書類審査を実施する。

（2）選定結果の通知

企画提案者には、審査結果を通知する。

10 事業の実施

（1）選定された者については、「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業実施要項」及び「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業実施要領」（以下「実施要項等」という。）に基づき、委託契約を締結する。なお、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

（2）文部科学省は、前項の委託契約に基づき、「教育政策推進事業委託費」による経費措置を行う。なお、応募の際、企画提案書により、所要経費の積算の提出を求めるが、委託費として措置する額は、事業計画の内容等を総合的に勘案し、予算の範囲内で決定する。

（3）委託先は、契約した事業計画に基づき委託事業を実施し、「委託事業完了（廃止）報告書」及び「委託事業成果報告書」（2（1）のテーマの場合）を作成し、委託事業完了日から30日を経過した日又は契約満了日のいずれか早い日までに電子媒体にて文部科学省に提出すること。

（4）「委託事業成果報告書」は、文部科学省において公表する場合がある。

（5）文部科学省は、委託事業の実施に際し、又は委託事業の実施後、事業内容についてのヒアリング、資料提供及び事業報告会等における発表・報告等を求めることがある。また、委託事業への指導助言等のため、視察等を行うことがある。

（6）「委託事業成果報告書」等、文部科学省への提出物全てについて、調査対象の個人情報

を含めてはならない。調査に活用する個人情報は各委託先の責任の下、法令を遵守し取り扱うこと。

- (7) ここに定めるもののほか、委託事業の実施に当たっては、実施要項、委託契約書及び事業計画書等を遵守すること。
- (8) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに文部科学省へ届け出ること。
- (9) 文部科学省が事業の契約期間内及び契約期間が終了した後に、本事業によって得られたデータ等（個人情報以外の原データを含む）について情報提供の依頼を行った場合、大学等は当該データ等の提出について協力を行うこと。
- (10) 本事業によって得られた成果等は、ホームページへの掲載や全国会議での報告、講習内容のパッケージ化等を通じて、自都道府県のみならず広く普及・啓発をすること。

1.1 スケジュール

- (1) 応募書類一式提出〆切

令和5年5月12日（金）17時 必着

- (2) 申請事業の審査

令和5年5月中旬～5月下旬

- (3) 選定結果の通知

令和5年5月下旬～6月中旬

- (4) 契約締結

令和5年6月中旬以降、順次締結（※）

- (5) 委託期間

契約締結日から当該年度末日（当該年度の末日が行政機関の休日である場合は、直前の平日）までの間で委託事業の実施に必要な期間

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことを十分に踏まえ、事業計画書の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに留意すること。

なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

契約締結にあたり必要となる書類（必ずしも書面での提出は必要としない）

- ・ 事業計画書（審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した事業計画書の再提出を求める）
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定など）
- ・ 再委託に係る委託業務経費内訳
- ・ 銀行口座情報

1.2 その他

- (1) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (2) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報は文部科学省Webサイトにて公開している本件の公募情報に開示する。

テーマ1：新たな教育課題に対応できる教員の養成モデル及び学び続ける教師を支えるモデルの開発

1 本テーマの趣旨

社会の変化や技術革新に対応し、教師としての資質能力を継続的に高めることが求められている中、教員養成大学・学部や教職大学院においては、多様な教職員集団の中で中核となる高度専門職業人としての教師を養成することが期待されている。これまでも、優れた教員養成モデルの研究・開発、学び続ける教師を支える研修機能の高度化など、各大学において様々な努力がなされているところであるが、『令和の日本型教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（答申）」（令和4年12月19日中央教育審議会）では、今後、これらの教師に求められる新たな教育課題に適時・的確に対応し得る機動的な教員養成・研修の深化等を図っていくことが重要である旨が提言されている。

このため、本事業においては、このような新たな教育課題に求められる教師の資質・能力の育成に資する教員養成や、学び続ける教師を支えるモデル開発を行うものとする。

2 調査研究内容

- 以下に示す①～③のうち、いずれか又は複数についてモデル開発を行うこと。
 - ① 教職大学院の学びを学部学生に展開する取組（連合教職大学院への大学参加、他大学の学生へ展開する取組を含む）。
 - ② 教育委員会と大学の連携強化を促進する取組（人事交流等を通じた教育委員会と大学の連携の在り方、学生の状況に応じた柔軟な教育実習・学校体験活動の在り方、教員採用選考試験の早期化・複線化を含めた多様な入職ルートの在り方、地域課題に対応したコースやカリキュラムの構築等）。
 - ③ 理論と実践の往還を重視した人材育成に資する実務家教員の育成（教職大学院の学びを生かしたキャリアパスの確立、附属学校の活用、ファカルティ・ディベロップメントの高度化等）

- 当該モデルについては、『令和の日本型教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（答申）」（令和4年12月19日中央教育審議会）に係るテーマを設定し、これまでの取組等の効果検証も踏まえた開発を行うこと
- その他、当該モデルの開発に当たっては、以下について確実に取組むこと。
- 他大学への普及を目的とし、複数の大学における現状や課題を調査分析したうえで、モデル開発を行うこと。なお、開発したモデルは、教職課程を置く大学が今後の取組を進める際の資料として活用できるようにすること。
- 文部科学省や関係機関、有識者との協力体制の中で、開発するモデルを通じて達成すべき目標（上記①～③の事業効果に関するKPIを含む）や目標達成のために検証すべき研究仮説を設定し、当該教職科目の実施を通じて目標の達成状況や仮説の検証を行い、その結果を当該モデルの見直しに反映させる仕組みを設けること。

3 公募対象

- ・大学設置法人

テーマ2：英語教師を目指す学生を対象とした海外留学を含む教員養成プログラムの開発

1 本テーマの趣旨

『令和の日本型教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（答申）」（令和4年12月19日中央教育審議会）において、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成するための教師の養成に関して、グローバル感覚や語学力等の「強みや専門性」を高めることが必要であるとされている。

また、コロナ禍で停滞したグローバルレベルでの人流が今後回復の兆しを見せ、高等教育機関の国際展開やオンライン化などの新たな動きが生じていることも踏まえ、現在、教育未来創造会議において、コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資について議論が進められているところであり、「第2次提言に向けた論点整理（案）」においては、日本人学生の海外派遣について抜本的な改革に取り組むとともに、その前提として、初等中等教育段階において、英語教育や国際理解教育等を推進することに加え、教員養成段階の留学の拡充等、児童生徒等の留学の意欲喚起や英語力向上のための教員の指導力を強化することが示されている。これらを踏まえ、英語教員養成課程において、教職課程の学びと両立しながら、海外留学を通じて、英語教授法に係る国際的通用資格を取得できる教員養成プログラムの開発を行うものとする。

2 調査研究内容

- 海外の大学等と連携し、英語教授法に係る国際的通用資格の取得を可能とする海外留学を含む教員養成プログラム（海外からのオンライン授業を一部に含むことも可）を開発すること。
- その他、当該プログラムの開発に当たっては、以下について確実に取組むこと
 - ・ 他大学への普及を目的とし、複数の教員養成課程における留学状況・期間等の現状や留学に当たっての課題を分析した上で、改善に向けた方策を反映させること。
 - ・ 当該プログラムにおける海外留学中の活動を、教員養成課程の卒業に必要な単位（中学校1種免許（英語）、高等学校1種免許（英語）又は小学校1種免許の教職科目の単位を含む）の一部として認定しうる仕組みを構築すること。
 - ・ ギャップターム等の学事暦の柔軟化も視野に、当該プログラムに参加する学生が修業年限内に教員免許取得に必要な単位数を取得できるカリキュラムを構築すること。
 - ・ 国内の大学間コンソーシアムによる海外留学プログラムの共同開発、海外協定校とのコーディネート組織の創設、他大学学生の当該プログラムへの受入れ、国内他大学との単位互換等の取組等を通じ、成果を他大学に波及する仕組みを構築すること。
 - ・ 開発するプログラムの実施を通じて達成すべき目標（事業効果に関するKPIを含む）や目的達成のために検証すべき研究仮説を設定し、当該プログラムの実践を通じて目標の達成状況や仮説の検証を行い、その結果を当該教職科目の見直しに反映させる仕組みを設けること。
- 調査結果を踏まえ、開発したモデルプログラムを作成・報告すること。資料の作成にあたっては、教職課程を置く大学が今後の取組を進める際の資料として活用できるようにすること。

3 公募対象

- ・ 大学設置法人

テーマ3：理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究

1 本テーマの趣旨

現行の教職課程において、教育実習は教員免許取得のための単位を大半履修した後、2～4週間のまとまった期間で行うのが一般的であり、学生の多様化や民間企業等の採用活動の早期化等の理由により、教職課程の終盤に長期間にまとめて履修することが困難になっているという指摘がある。

中央教育審議会答申の『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和4年12月）（以下、「中教審答申」という。）では、「令和の日本型学校教育」の実現に向けて、理論と実践を往還させた省察力による学びを実現することで、学生の「授業観・学習観」の転換を図ることが重要であることから、学校体験活動や介護等体験といった現場に触れる機会の充実を含め教育実習等の柔軟な履修方式の在り方等について提言しているところである。

これを踏まえ、従来の教育実習等の実施の在り方の見直しとともに、教師を目指す学生が早い段階から複数回に渡り学校現場に入っていくことが想定されることから、大学や、学校を設置する教育委員会・教育実習生を受け入れる学校等は、その円滑な実施への対応に向け、連携が求められることとなる。

そのため本テーマでは、理論と実践の往還を重視した教職課程への転換が図れるよう、(1)大学の教育実習等の現状及び教育委員会等との連携・協働の好事例を把握するとともに、それらを参考に教育実習等の多様な在り方等について調査研究を行う。

また、教育実習の実施においては、実習時間の管理、学生と学校・指導教員の双方の負担感、実習中のハラスメント事案等の課題が指摘されている。教師を目指す学生が安心して教育実習を行うことができる環境を確保するため、(2)教育実習が学生や学校現場にとって無理なくかつ教育効果が高められるよう、大学・教育委員会等に向けたガイドライン等を作成する。

2 調査研究内容

(1) 教育実習等の状況・連携等の好事例の把握及びその多様な在り方等の調査研究

①各大学の教育実習等の現状を調査し、併せて教育委員会等との連携・協働に関する好事例を把握する。その際、必要に応じ事例のヒアリングも行う。

②①で調査したものを参考とし、中教審答申を踏まえた多様な教育実習等の在り方等について検討する。その際、学部の特長（教員養成学部・学科等又はそれ以外の学部・学科等）、免許種別、地域別の観点に偏りのないよう留意すること。多くの大学が活用でき、教育委員会等の参考となるような汎用的な成果が得られるよう、複数の大学や教育委員会等で構成された組織（会議体）で議論するとともに、可能な限り多くの大学の協力を得られる体制・手法を確保すること。

(2) 教育実習のガイドライン等の作成

学生が安心して教育実習に望めるよう、大学が主体性と責任を持って教育実習を適切かつ円滑に実施するためのガイドライン等を作成する。その際、実習を受け入れる側である教育委員会や学校現場の状況を十分考慮したものとなる必要があるため、教育委員会等との連携・協働を踏まえた在り方や一定のルール等を検討する。こちらも(1)②の組織で議論を行う。

なお、検討に当たっては、実習中のハラスメントへの適切な対応や、学校現場の働き方改革の動向等に留意すること。

ガイドライン等には以下の観点や項目が考えられる。

※あくまで一例であり、受託者において、適宜観点等を検討・追加すること。

- ・実習受入れ調整段階における方法等（自治体の調整窓口化や web 受付けの手法等を含む）
- ・大学と学校間での教育実習の目的・意義・評価等の共通認識化やその手法等
- ・指導教員の役割やその範囲の明確化
- ・教育実習中の学生が取り組むべき課題の量や範囲
- ・教育実習の時間管理の在り方
- ・教育実習中に学生がハラスメントを受けた際の相談体制整備・周知
- ・事後指導と教育実践演習との関係
- ・教育実習受入れに必要な諸経費の在り方

3 公募対象

会議体を設けることになるため、複数の大学や教育委員会と連携がとれる団体が望ましい。

- (1) 民間企業（法人格を有する団体）（別紙様式 5 も提出すること）
- (2) 学校等設置法人
- (3) (1) (2) 以外の法人格を有する団体（別紙様式 5 を提出すること）
- (4) 都道府県または指定都市の教育委員会
- (5) 法人格は有しないが、次の①～④の要件を全て満たしている団体
 - ①定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
 - ②団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
 - ③自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - ④団体活動を経常的に行うための事務組織を有すること。

テーマ4：教師不足をはじめとした教師の人材確保に関する近年の課題への対応 ～教員採用選考試験の複数回実施に向けた試験問題の開発～

1 本テーマの趣旨

社会が急激に変化する中で、複雑化・多様化する教育課題に対応するためには、学校の指導体制の充実を図る必要があり、多様な人材の確保が課題となっている。令和4年12月19日に取りまとめられた中央教育審議会『『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）』において、優れた人材を確保できるような教員採用等の在り方の検討の方向性について盛り込まれた。特に、教員採用選考試験の実施スケジュールの在り方について「国においては、教員採用選考試験の早期化・複線化を含めた多様な入職ルートの在り方について、近年の課題解決に繋がる研究を行うことが求められる。また、その際、試験問題についても、単なる知識再生型ではなく、思考力・判断力・表現力等を中心に問うような試験問題の在り方についても、併せて検討に着手すべきである。」と提言がなされている。現在、教員採用選考は、主に夏季に行われている、多様な優れた人材を確保するためには、秋季から冬季にかけて実施する採用選考といった他の入職ルートの在り方についても検討を行う必要がある。

また、その際、現在行われている教員採用選考試験においては、筆記試験として一般的に、一般教養、教職教養、専門教科が作成されているところであるが、答申に基づき、知識再生型ではなく、思考力・判断力・表現力等を中心に問うような試験問題の在り方について併せて検討を行う。

2 調査研究内容

以下の事業を実施すること。ただし、参加者による企画提案の内容のうち、文部科学省が事業の実施効果を高めることができると判断した内容については、追加することを妨げない。

① 教員採用選考試験の試験問題内容の検討・協議

令和5年度後半（12月～3月期）に実際に使用することを想定した、教員採用選考試験の試験問題の検討を行う。事業の実施にあたり、公立学校教員の任命権者である都道府県・指定都市教育委員会等に対し、検討・作成された問題を使用して令和6年度後半に採用選考を行う意向があるかを調査する。

試験問題の検討に当たっては、当該試験問題を使用した採用選考を実施する意向のある教育委員会担当者および試験問題の作成に当たり知見を有する教職課程を持つ大学関係者、文部科学省との協議を行い、問題の方向性について検討すること。その際、当該試験問題を使用した採用選考の受験者については、主に教職課程を履修する大学3年次の学生であることを想定する。

② 教員採用選考試験の試験問題の作成・内容確認

上記①において検討を行った試験問題を作成する。試験問題は受託する機関にて案の作成を行い次第、問題の方向性の検討に携わった教育委員会担当者、大学関係者等で確認を行う。

③ モデル問題の提供、採用選考試験の実施と事業報告の作成

作成した問題を教育委員会に配布、各教育委員会において採用選考の試験を取り行う。受託する機関は、教育委員会が実施した選考の実施状況（志願者数、受験者数、正答率等）について分析し、事業報告書にまとめる。

④ 事業スケジュール

令和5年5月～7月 作問内容について事業者、文部科学省、大学関係者（教職課程担当教員等）、教育委員会による内容協議（上記①）

令和5年8月～11月 試験問題の作成・内容確認（上記②）

令和5年12月～令和6年3月上旬 日程を決め、選考試験の実施（上記③）

令和6年3月 事業報告書の提出（上記③）

3 留意事項

試験問題の作成にあたり、受託する機関は、作成する問題についての情報の取り扱いには細心の注意を払い、内容の漏洩が起きないように、情報管理の方法について事業計画書に記載すること。その際、関係者間での協議を行うにあっても、各教育委員会の担当者および大学関係者との間で、協議に際し得られた情報の取り扱いについて、契約を結ぶことについて明記すること。

4 公募対象

(1) 民間企業（法人格を有する団体）（別紙様式5も提出すること）

(2) 学校等設置法人

(3) (1)(2)以外の法人格を有する団体（別紙様式5を提出すること）

(4) 都道府県または指定都市の教育委員会

(5) 法人格は有しないが、次の①～④の要件を全て満たしている団体

①定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。

②団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。

③自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。

④団体活動を経常的に行うための事務組織を有すること

テーマ4：教師不足をはじめとした教師の人材確保に関する近年の課題への対応 ～『教師の仕事』発信の取組支援～

1 本テーマの趣旨

社会が急激に変化する中で、複雑化・多様化する教育課題に対応するためには、学校の指導体制の充実を図る必要があり、多様な人材の確保が課題となっている。また、近年、公立学校の教員採用選考試験の採用倍率の低下傾向が続いており、教師の仕事に志を抱く人材を増加させる必要がある。

大学の教職課程を経て教員免許を取得する新規の学卒者は9万人以上いるが、一方で公立学校の教員採用選考試験を受験する新卒の受験生は約4万5千人であり、少なくとも4万人以上、教員免許を取得しながらも公立学校の教職を目指さない学生がいる。こうした状況も踏まえ、改めて社会全体に教師の仕事の魅力や重要性が認識されるよう、教師や学校現場の実際の姿を発信し、教師の仕事の価値ややりがいについて発信する必要がある。本事業では、このような教師志望者や教職に関心を持つ者を増やすことを目的とした教育委員会における取組を支援する。

2 調査研究内容

教職の魅力を知ってもらうためのフォーラム、セミナー等の開催を通じ、実際の教師の仕事や学校現場の実情を幅広い視点から知ることのできる機会を教師の仕事に関心のある方々へ提供する。なお、フォーラムやセミナーの内容としては例えば以下のようなものを含むこととする。

- ・現職若手教員の体験談を聞き、質問できる座談会
- ・教員の福利厚生制度・給与や休暇の紹介
- ・現職教員研修の紹介・体験
- ・臨時的任用教員や産休・育休代替講師等の案内
- ・教員免許の取得や教員採用選考に関する個別相談会
- ・教職課程を有する大学からの学生募集情報の提供 等

3 公募対象

- (1) 都道府県または指定都市の教育委員会および地区教職員人事協議会
- (2) 学校等設置法人

企画提案書 作成上の留意事項

1. 一般的事項

- (1) 企画提案書は、「令和5年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業公募要領」（以下「公募要領」という。）本文及び別紙1並びに本留意事項に基づいて作成すること。
- (2) 用紙サイズは、A4判縦型、横書きとすること。
- (3) フォントは明朝体又はゴシック体、文字サイズは原則10.5ポイント以上とすること。
- (4) 様式は、行の縦幅を拡充する場合及び各項目の説明で特に示している場合を除き、変更しないこと。
- (5) 企画提案書は、日本語及び日本国通貨で記入すること。
- (6) 複数のテーマについて応募する場合、企画提案書は、テーマごとに作成すること。
- (7) 各項目について、特に指定した場合を除き記載の分量は問わないが、ポイントが分かるように端的に分かりやすく記入すること。
- (8) 補足資料があれば、必要に応じ、1テーマにつき、全体で2枚までの範囲で添付すること（様式自由）。なお、選定に際して、文部科学省から別途、補足資料等を求める場合がある。
- (9) 企画提案書は、委託を受けようとする者の申出による差替えや訂正は、一切認められない。ただし、選定において、文部科学省から指示があった場合は、この限りではない。
- (10) 記入に際し不明点があれば文部科学省に問い合わせること。

2. 別紙様式3及び4（経費計画）

【一般的事項】

- ・事業計画・内容との整合性に十分留意し、事業の実施に真に必要な経費のみを計上すること。
なお、他のプログラムや他の補助金・委託費等により経費措置を受けるものは、経費支払の対象にならないので、留意すること。
- ・委託契約の期間外に実施する内容については経費支払の対象にならないので、計上しないこと。

各経費の計上に当たっては「経費計上の留意事項等」を参照すること。